厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年季基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　山下　和洋

２．住所　静岡県静岡市駿河区南町18―１　サウスポット静岡７階

平成29年５月15日

静岡県静岡市駿河区南町18―１　サウスポット静岡７階

ヤマシタコーポレーション厚生年金基金

理事長　山下　和洋

企業年金基金変更公告

三井物産連合企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町１丁目９番13号日本橋本町１丁目ビル５階

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田小川町１丁目７番地小川町メセナビル９階

３．変更年月日　平成29年５月15日

平成29年５月15日

三井物産連合企業年金基金

公示送達

いわき都市計画事業薄磯震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付にかえて当該通知書の内容を次のとおり公告します。

平成29年５月15日

いわき都市計画事業
薄磯震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　福島県いわき市平薄磯字中街22番地
氏名　山野辺嘉吉

２　従前の宅地
福島県いわき市平薄磯字三反田144番地
186㎡

３　仮換地
33街区８符号　約８㎡

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。)

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分にあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長になります。)処分取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、仮換地の使用収益開始通知及び仮換地図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

公示送達

いわき都市計画事業豊間震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付にかえて当該通知書の内容を次のとおり公告します。

平成29年５月15日

いわき都市計画事業
豊間震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　福島県いわき市平豊間字大作66番地２
氏名　鈴木作太郎

２　従前の宅地
福島県いわき市平豊間字大作66番地２
9.06㎡

３　仮換地
51街区３符号　約１㎡

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。)

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分にあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長になります。)処分取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、仮換地の使用収益開始通知及び仮換地図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による川口都市計画事業里土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告します。

平成29年５月15日

川口都市計画事業
里土地区画整理事業
施行者　川口市
代表者　川口市長　奥ノ木信夫

記

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　埼玉県川口市飯塚２丁目２番10―1003号
氏名　矢作　奇虹

２　通知の内容

平成17年３月22日付鳩里区第174号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定により通知します。

仮換地の使用または収益を開始することができる日　平成28年６月１日

仮換地の街区番号及び符号　96街区　符号１

仮換地地積　181㎡

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に川口市（訴訟においては川口市を代表する者は川口市長）を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に川口市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。